

人材紹介に関する基本契約書

(以下「甲」という)と株式会社 揚工舎 (以下「乙」という)とは、
甲からの依頼に基づいて乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

(業務内容)

第1条 甲は、乙に対して人材の紹介を依頼し、乙は、甲の依頼に応じて求職者を甲に紹介するものとする。

(紹介料)

第2条 紹介料は、乙が紹介した人材 (以下「丙」という) が甲に入職した時点で発生する成功報酬方式とする。

- 甲は、人材紹介の対価として、以下に定める紹介料を乙に支払う。
1名につき想定年収35%(別途消費税)
- 前項の想定年収は、甲が丙との雇用契約の締結時に明示した労働条件をもとに、下記のとおり算出するものとする。

記

- ①理論年収＝「月額固定給×12ヵ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数」とする。
- ②月額固定給は、毎月固定して支払われる全てを指す(但し、通勤交通費は除く)。
- ③年俸制の場合は、年俸額を年収(＝理論年収)とする。

(紹介料の支払い)

第3条 乙は、前条により紹介料が発生した場合は、速やかに甲に対して紹介料の支払いを請求する。
2. 甲は、前項の請求書を受領したときは、丙の入社日から1週間以内に、前項に定める紹介料を乙の下記口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

記

株式会社 揚工舎 (カブシキガイシャ ヨウコウシャ) 管理本部
りそな銀行 板橋支店 普通預金 3794701

(紹介料の返却)

第4条 乙が紹介した丙が、専ら丙の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、乙は甲に対し、領収済みの紹介料を以下のとおり返却する。
(1) 1ヵ月以内の場合については「紹介料及び消費税」の50%とする。
(2) 1ヵ月超、2ヵ月以内の場合については「紹介料及び消費税」の30%とする。
(3) 2ヵ月超、3ヵ月以内の場合については「紹介料及び消費税」の20%とする。
2. 乙が紹介した丙が、専ら甲の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、乙は、紹介料を返却しないものとする

(情報の守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の情報 (甲においては乙が紹介した人材 (採用に至らなかった者を含む) の個人情報を含む。) を、正当な理由なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(有効期間)

第6条 本契約の有効期間は本契約締結日から1年とする。なお、有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも特段の書面による申し出がないときは、本契約は同一条件で同一期間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(契約の解除)

第7条 甲及び乙は、相手方に次の次号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。
(1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて是正の催告をしても是正しないとき
(2) 破産・民事再生または会社更生の手続を申し立てられたとき
(3) 差押え・仮差押え・仮処分・滞納処分等の執行を受けたとき
(4) 相手方の信用を著しく傷つけたとき
(5) 暴力団その他の反社会的勢力と関係または取引があることが判明したとき
(6) 前各号に準ずる事態が発生したとき
2. 前項に基づく解除権の行使は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

(中途解約)

第8条 甲及び乙は、解約日の1ヵ月前までに相手方に書面にて通知することで、本契約を解約することができる。

(管轄裁判所)

第9条 本契約に関して訴えを提起する場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 本契約に定めのない事項が問題になった場合もしくは契約条項の解釈に疑義が生じた場合、または取引条件を変更する場合は、甲乙誠意を持って協議し、解決に努めるものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

平成 29年 12月 25日

住 所
(甲) 会社名
代表者

住 所 東京都板橋区板橋一丁目10番14号
(乙) 会社名 株式会社 揚工舎
代表者 代表取締役 伊藤 進

有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-309047